

香川県条例第11号

香川県暴力団排除推進条例の一部を改正する条例

香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第18条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)～(8) 略</u></p> <p><u>(9) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院</u></p> <p><u>(10) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第18条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院又は同法第16条に規定する少年鑑別所</u></p> <p><u>(5)～(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。